

重要

令和3年度 日本学生支援機構給付奨学金（新制度）

10月期「在籍報告(兼通学形態変更届)」の提出について

学生支援チーム奨学金担当

Tel 059-231-9061

E-mail menjyosyogaku@ab.mie-u.ac.jp

新制度の給付奨学生は、毎年4月・7月・10月に在籍報告を行う必要があります。今回は「10月」の在籍報告についてご案内します。

下記の期間内にスカラネット・パーソナル（インターネット）で「在籍報告（兼通学形態変更届）」の入力をしてください。**給付奨学金の支給が止まっている方も手続きが必要です。**

期限までに在籍報告を入力しない場合は、11月から奨学金の振込が停止されますので注意してください。

スカラネット・パーソナル入力期間

令和3年10月4日（月）～10月15日（金）（厳守！）

1. スカラネット・パーソナル（略称：スカラPS）の登録

スカラPSに未登録の方は、必ず事前に登録をしてください。また、既に登録したID・パスワードを忘れた方は、再度手続きをしてください。

インターネットで、[日本学生支援機構ホームページ](#) → [奨学金](#) → [スカラネット・パーソナル](#) をクリック、または直接URL（<http://scholar-ps.sas.jasso.gp.jp/>）を入力してスカラPSのページを開きます。

2. 入力における注意事項

入力を始める前に、必ず、『在籍報告（兼通学形態変更届）』入力準備用紙を記入してください。

スカラPSにログインし、「在籍報告」の入力画面を開き、入力準備用紙に下書きした内容を正確に入力してください。

○最後に表示される「在籍報告（兼通学形態変更届）情報一覧」の画面で「送信」ボタンを押した後に画面表示される「受付番号」は、入力準備用紙の5ページ下段の記録欄にメモしておいてください。

○提出期間内であれば送信済み内容の訂正が可能ですが、期限後は訂正することができません。期限後に内容を訂正する必要がある場合は、10月19日（火）までに奨学金担当へ申し出てください。

3. 証明書類の提出

「国籍を日本以外に変更、在留資格の変更、在留期間の更新」を入力した方は、証明書類の提出が必要です。「自宅通学から自宅外通学への変更」も書類での手続きが必要です。該当者は入力準備用紙の6ページの説明に従い、**10月29日（金）まで**に、必要書類を大学へ提出してください。「給付奨学金『在留資格証明書類』提出書」「通学形態変更届兼自宅外証明書送付状」は大学HPの奨学金ページから印刷できます。以前から自宅外月額の人には自宅外通学証明書類を再提出する必要はありません。

郵送先：〒514-8507 三重県津市栗真町屋町 1577 三重大学学務部学生支援チーム奨学金担当

（封筒の表に「在籍報告証明書類在中」と書き添える）

○自宅外通学について

自宅外通学と認定されるためには、生計維持者のもとを離れているだけでなく、家賃を支払って生活している必要があります。祖父母等の親戚の家に無料で同居している場合は「自宅通学」となります。また、「J-通学形態の確認」における①～⑤のいずれにも該当しない場合も「自宅通学」となります。